

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社大島産業
住所： 福岡県宗像市富地原1791-1

2. 指名停止措置期間： 自 令和3年9月2日 6週間
至 令和3年10月13日

3. 事実概要

株式会社大島産業は、中日本高速道路株式会社発注の中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事及び西日本高速道路株式会社発注の九州自動車道久留米高速道路事務所管内南部地区橋梁耐震補強工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年8月31日に福岡県知事より10日間の営業停止処分を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方と不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 佐野 英治
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564